

定 款

昭和52年4月1日認可

1部変更

昭和58年8月10日認可

昭和58年12月13日認可

昭和59年8月17日認可

平成10年9月18日認可

平成13年12月17日認可

平成14年8月14日認可

社団法人日本バックグラウンド・ミュージック協会

社団法人 日本バックグラウンド・ミュージック協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、社団法人日本バックグラウンド・ミュージック協会（略称日本BGM協会）という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都千代田区平河町一丁目7番5 - 609号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(支 部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

(目 的)

第4条 本会は、バックグラウンド・ミュージック（以下「ピージーエム」という。）の研究開発及び啓蒙普及を図り、もって我が国の文化の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) ピージーエムの研究調査及びその助成
- (2) ピージーエムの研究会、講演会等の開催
- (3) ピージーエムの啓蒙及び指導
- (4) 会報及びピージーエムに関する出版物の発行
- (5) その他目的達成のために必要な事業

第 3 章 会 員

(会員の種類)

第6条 本会の会員は次の通りとする。

(1) 正会員

イ. 甲種会員

ピージーエム・プログラムを主として制作及び配給することを業とする法人

ロ. 乙種会員

ピージーエム・プログラムを主として配給することを業とする法人

(2) 賛助会員 本会の事業を継続的に援助する個人又は法人

(3) 特別会員 本会に特に功労のあった者、又は学識経験者で総会の議決をもって推薦された者

(入会手続き)

第7条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し理事会の承認を得るものとする。ただし、特別会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず本人の承諾によって会員となる。

(代表者の届出)

第8条 正会員は、本会に対する権利義務を行う者(以下「代表者」という。)1名を定めて会長に届け出なければならない。

2. 正会員は、その代表者が資格を失い、又はその代表者を変更しようとするときは、新たに代表者を定めて会長に届けなければならない。

3. 代表者は、次の者の中から定めなければならない。

(1) 正会員である法人の取締役

(2) 正会員である法人の職員(商法第6章の商業使用人をいう)

4. 代表者が前項各号のいずれにも該当しなくなったときは、代表者の資格を失う。

(入会金及び会費)

第9条 本会の入会金及び会費については、総会の議決をもって別にこれを定める。

(会員の義務)

第10条 会員は、この規定を遵守するとともに本会の事業遂行に誠実に協力しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第11条 会員に次の事実があったときは、その会員は、会員の資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 正会員又は賛助会員である法人が解散したとき。

(3) 死亡若しくは失踪宣告を受けたとき。

(4) 第12条の規定によって除名されたとき。

(除名)

第12条 会員に次の事実があったときは、会長は、総会の議決を経てこれを除名することができる。ただし、緊急を要する場合は、会長は、理事会の議決により除名することができる。この場合においては、直後の総会に報告してその承認を得なければならない。

(1) 本会の名誉を傷つけ又は本会の目的に反する行為をしたとき。

(2) 会員の義務に違反したとき。

(3) 会費を滞納し、催告してから3ヶ月以内に納入しないとき。

(退会)

第13条 会員が退会しようとするときは、理由を付した退会届を会長に提出するものとする。

第4章 役員及び職員

(役員)

第14条 本会に次の役員を置く。

理事 10名以上20名以内(うち会長1名、副会長2名以内、常任理事10名以内)

監事 2名以上3名以内

(役員を選任)

第15条 理事及び監事は、総会で代表者又は学識経験者の中から選任する。

2. 会長、副会長及び常任理事は理事の互選とする。
3. 第1項の規定にかかわらず、会長に選任された代表者を有する正会員が推薦する者1名を総会で理事に選任することができる。ただし、会長が退任したときは、退任するものとする。
4. 理事に選任された代表者に第8条第2項の異動があったときは、理事会の承認を得て、その代表者の所属する正会員が届け出た者を補欠として理事にすることができる。
5. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第16条 会長は、会務を総理し本会を代表するとともに総会及び理事会の議長となる。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるとき又は欠けたときは、会長の定める順位により会長の職務を代理し又はその職務を行う。
3. 常任理事は、会長を補佐し、理事会の議決に基づき日常業務を執行し、総会の議決した事項を処理する。常任理事は会長及び副会長ともに事故あるとき又は欠けたときは、会長が定める順位により会長の職務を代理し又はその職務を行う。
4. 理事は、理事会を組織してこの定款に定める事項のほか、総会の権限に属する事項以外の事項を決議し執行する。
5. 監事は、本会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。
 - (1) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会及び総会又は文部科学大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。

(役員任期)

第17条 この法人の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまではなおその職務を行う。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び正会員現在数各の4分の3以上の議決により会長がこれを解任することができる。この場合、理事会及び総会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき。
- (2) 役員職務を果たさず又は役員としてふさわしくない行為をしたと認められるとき。

(役員報酬)

第19条 役員は原則として無給とする。

2. 役員に報酬を支給しようとするときは、報酬の額については、理事会の議決を経て会長が定める。

(名誉会長)

第20条 本会に名誉会長を置くことができる。

2. 名誉会長は、本会に特に功勞のあった者又は学識経験者の中から理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
3. 名誉会長は、会長に助言し又は理事会及び総会に出席して意見を述べることができる。

(職員)

第21条 本会の事務を処理するため事務局長1名及び必要な職員を置く。

2. 事務局長は会長の命により、本会の事務を処理する。
3. 職員は会長が任免する。
4. 職員は有給とする。

第5章 会 議

(総会の構成)

第22条 総会は、第6条第1号の正会員をもって組織する。

(総会の招集)

第23条 定時総会は、毎年2回会長が招集する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。
3. 前項のほか、正会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
4. 総会の招集は、少なくとも10日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議決事項)

第24条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4) その他本会の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

(総会の定足数等)

第25条 総会は正会員現在数の2分の1以上が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし当該事項につき書面をもってあらかじめ意志を表示したものと及び他の会員を代理人として表決を委任したものは、出席したものとみなす。

2. 総会の議事は、この定款に別段定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会員への通知)

第26条 総会の議事の要領及び議決した事項は会員に通知する。

(理事会の招集)

第27条 理事会は毎年2回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を招集する。

(理事会の定足数等)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上のものが出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可

否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第29条 すべての会議には議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者代表2名以上が記名押印の上、これを保存する。

第6章 委員会

(委員会の設置)

第30条 本会は、事業を推進するために必要な委員会を置くことができる。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第31条 本会の財産は次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(財産の種別)

第32条 本会の財産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3. 運用財産は基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第33条 本会の財産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第34条 基本財産は譲渡し、交換し、担保に供し又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数及び正会員現在数各の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第35条 本会の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、毎事

業年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(収支決算)

第37条 本会の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに監事の意見をつけ、理事会及び総会の承認を受けて、毎事業年度終了後3ヶ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2. 本会の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し又は翌年度に繰越すものとする。

(長期借入金)

第38条 本会が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数及び正会員現在数各の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第39条 第34条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、本会は新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、理事現在数及び正会員現在数各の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第42条 本会の解散については、理事現在数及び正会員現在数各の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第43条 本会の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び正会員現在数各の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受け、本会の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第 9 章 補 足

(書類、帳簿の備付)

第44条 本会の事務所に、次の書類、帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令によりこれらに代

わる書類、帳簿を備えたときは、これをもって足りる。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 役員及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳並びに負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (8) 官公署往復書簡
- (9) 収支予算書及び事業計画書
- (10) 収支計算書及び事業報告書
- (11) 貸借対照表
- (12) 正味財産増減計算書
- (13) その他必要な書類及び帳簿

2 . 前項第 1 号から第 5 号までの書類、同項第 7 号の書類及び同項第 9 号から第 1 2 号までの書類は永年、同項第 6 号の帳簿及び書類は 1 0 年以上、同項第 8 号及び第 1 3 号の書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない。

3 . 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 9 号から第 1 2 号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細 則)

第 4 5 条 この定款施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 . この定款は、文部科学大臣の設立許可があった日 (昭和 5 2 年 4 月 6 日) から施行する。
- 2 . 第 3 6 条の規定にかかわらず、本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによる。
- 3 . 第 4 0 条の規定にかかわらず、本会の設立当初の事業年度は、昭和 5 2 年 4 月 6 日から昭和 5 3 年 3 月 3 1 日とする。

4 . 第 1 4 条の規定にかかわらず、本会設立当初の理事及び監事は、次のとおりとする。(アイウエオ順)

理事 (会 長)	松 村 博 一
理事 (常任理事)	岩 尾 健 一
理事 (")	飯 野 伊
理事 (")	大 国 盛 治
理事 (")	神 田 幸 夫
理事 (")	堤 清
理事 (")	藤 井 三 男
理事 (")	木 下 昌 也

理事(")	宮 沢 四 郎
理事	泉 山 中 三
理事	小笠原 長
理事	高 谷 清
理事	曾 根 敏 夫
理事	内 藤 亮 二
理事	梅 本 堯 夫
理事	野 村 浩
理事	衛 藤 不三夫
理事	荒 地 興 正
理事	櫻 林 仁
理事	仙 波 哲
理事	田 中 千 春
理事	田 中 清 一

- 5 . 従来日本バックグラウンド・ミュージック協会に属した権利義務の一切は、本会が継承する。
- 6 . 昭和58年度の会費は正会員のうち甲種会員については36万円に、乙種会員については18万円とする。